

# 「改正省エネ法」と「改正温対法」の解説

原 正 幸 (はら まさゆき) (財)省エネルギーセンター 教育部長

**要約** 「改正省エネ法」は平成 20 年 5 月 30 日に、「改正温対法」は同じく 6 月 13 日に公布され、平成 20 年度中には政省令、告示等が公布される運びである。本稿では改正点の概要について、執筆時点までの審議会等の公表資料から追加情報を加えて解説した。

## ●改正省エネ法

- 工場・事業場に係る省エネルギー対策の強化
- 住宅・建築物に係る省エネルギー対策の強化

## ●改正温対法

- 排出抑制等指針の策定
- 政令市、中核市、特例市が自然エネルギー導入の促進、地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進等について、地方公共団体実効計画を定める。

## ●改正への対応

- 省エネ法について、2010 年 4 月以降、全社のエネルギー総使用量の報告をしなければならない。そのため、2009 年 4 月から 1 年間、月ごとの電気・ガス等の使用量から、全社のエネルギー使用量を把握して集計する作業が必要になる。

## 1. はじめに

「省エネ法」(エネルギーの使用の合理化に関する法律)は国会での審議と議決を経て平成 20 年 5 月 30 日に、「温対法」(地球温暖化対策の推進に関する法律)は同じく 6 月 13 日に公布された。現在はそれぞれの法律の政省令、告示等の改正作業が行われており、平成 20 年度中にはすべてが公布される運びである。

本稿では、従来からの省エネ法と温対法についての基本的な解説と、今般公布された「改正省エネ法」と「改正温対法」の改正点の概要について、執筆時点(平成 20 年 12 月)までの審議会等の公表資料から追加情報を加えて解説する。

## 2. 「省エネ法」と「温対法」のそれぞれの生き立ちと両者の関係

### 2.1 省エネ法の生き立ち

省エネ法は、2 度にわたる石油危機を契機に 1979 年(昭和 54 年)に制定された。燃料資源の大部分を輸入に依存せざるを得ない我が国において燃料資源を有効

に利用するため、工場、建築物及び機械器具の 3 つの部門にエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置を講ずることを目的としてスタートした。

その後、1990 年代に顕在化した地球温暖化問題は、化石燃料の大量使用に伴う二酸化炭素の排出量増大に主原因があることが国際的にも広く認識されるようになり、エネルギー安定供給の確保という当初からの目的に加え、国内での CO<sub>2</sub> 排出量削減の有力な手段としての役割が省エネ法に期待され始めた。1993 年(平成 5 年)の 1 回目の改正以降、現在までの 15 年間で 5 回という頻繁な改正は、この地球温暖化問題への対処であった。

### 2.2 温対法の生き立ち

一方、温対法は 1998 年(平成 10 年)に制定された。制定の契機となったのは、その前年 12 月に京都で開催された COP3 において、先進国全体で温室効果ガスの排出量を少なくとも 5% 削減することを定めた京都議定書が採択されたことであった。このときに初期の法的な枠組みが整えられたといえる。

その後、2002 年(平成 14 年)に我が国が京都議定書を批准、2004 年にロシアが批准して 2005 年 2 月(平成 17 年)に京都議定書が発効したことを受け、国内での削減に向けての本格的な法整備のため、同年 6 月